

事例 1 確定年金を受給している方

生命保険会社等から送付された通知書の①から④を計算書へ転記して作成します。

■ 通知書（抜粋）

<その他税金の還付に際してご活用いただくための情報>

相続人等の年金受給開始年 (最初に年金を支払った年)	昭和・平成 ① 14 年
相続人等の年金の残存期間 (終身年金、有期年金の場合のみ)	② 10 年
相続等の時の年齢 (保証期間付年金の場合のみ)	年
相続等の時における保証残存期間	年
相続人等の年金支払総額	③ 8,018,600 円
年金支払総額に占める掛金等の総額の割合 又は 年金支払総額及び掛金等の総額	④ 64 % (小数点表示も可) (又は、 円、 円)

■ 計算書・別表（抜粋） ※別表を書いてから本表を作成します。

【別表 1】 本表②及び本表③の年数等

	年 数	
年金の残存期間	a	② 10 年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に 応じた別表 2 により求めた年数	b	(歳) ⇒ 年
保証残存期間	c	年

○ 上の a から c の記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

		本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
a のみ記載がある場合		a の年数	年金の支払総額 (見込額)
b のみ記載がある場合		b の年数	
a と b に記載がある場合		a と b のいずれか短い年数	
b と c に記載がある場合		b と c のいずれか長い年数 ※ ただし、b と c の年数が別 表 3 に掲げる組合せに該当 するときは、b と c のいずれ か短い年数	年金の支払総額 (見込額) ※ ただし書に該当するときは、 以下の算式で計算した金額
a・b・c のいずれにも 記載がある場合	b が a より短いとき	b と c のいずれか長い年数 ※ ただし、b と c の年数が別 表 3 に掲げる組合せに該当 するときは、b と c のいずれ か短い年数	
	b が a より長いとき	a の年数	年金の支払総額 (見込額)

【別表 4】 本表⑦の単位数

本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)	本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)
1 年	0	6 年	15
2 年	1	7 年	21
3 年	3	8 年	28
4 年	6	9 年	36
5 年	10	10 年	45

■ 計算書（本表）

相続等に係る生命保険契約等に基づく
年金の雑所得の金額の計算書（本表）

住 所	千代田区霞ヶ関3-1-1	フリガナ 氏 名	コクゼイ タロウ 国 税 太 郎
-----	--------------	-------------	---------------------

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	平成・昭和 <u>14</u> 年	年金の残存期間等 (別表1により求めた年数)	②	<u>10</u> 年
年金の支払総額(見込額) (別表1により計算した金額)	③	<u>3</u> 8,018,600 円	年金の支払総額(見込額) に占める保険料又は掛金の 総額の割合	④	<u>4</u> 64 %

2 所得金額の計算の基礎となる事項

年金の残存期間等に応じた割合 (右表により求めた割合)	⑤	40 %
(③×⑤)	⑥	3,207,440 円
年金の残存期間等に応じた単位数 (別表4により計算した単位数)	⑦	45 単位
1単位当たりの金額 (⑥÷⑦)	⑧	71,276 円

(表) 年金の残存期間等に応じた割合

②の年数	⑤の割合
5年以下	30%
6年以上10年以下	<u>40%</u>
11年以上	100%

3 各年分の雑所得の金額の計算

申告又は更正の請求 を行う年分	⑨	平成21年分	平成20年分	平成19年分	平成18年分	平成17年分
(⑨-①+1) (注1)	⑩	8	7	6	5	4
単位数 (⑩-1) (注2)	⑪	7 単位	6 単位	5 単位	4 単位	3 単位
支払年金対応額(⑧×⑪)	⑫	498,932 円	427,656 円	356,380 円	285,104 円	213,828 円
年金が月払等の場合	⑬					
剰余金等の金額	⑭					
総収入金額 (⑫又は⑬)+⑭)	⑮	498,932	427,656	356,380	285,104	213,828
必要経費の額 (⑫又は⑬)×④(注3)	⑯	319,317	273,700	228,084	182,467	136,850
雑所得の金額 (⑮-⑯)	⑰	179,615	153,956	128,296	102,637	76,978

- (注1) ①の年号が「昭和」の場合は、「⑨+64-①」を書きます。
また、「⑨-①+1」(又は、「⑨+64-①」)が、②の年数を超える場合は、②の年数を書きます。
(注2) 「⑩-1」が、②の年数に応じた次の上限を超える場合は、その上限を書きます。

②の年数	上限	②の年数	上限	②の年数	上限
11年から15年	②-2	26年から35年	②-14	56年から80年	26
16年から25年	②-6	36年から55年	②-29	-	-

- (注3) 「⑨-①+1」(又は、「⑨+64-①」)が、②の年数を超える場合は、「0」と書きます。
また、⑬の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。